

## 様式第2号（第7条関係）

## 処分基準整理票

|           |  |             |  |
|-----------|--|-------------|--|
| 処分の内容     | 介護予防・日常生活支援総合支援事業に係る指定事業者の指定の取消し等  |             |  |
| 根拠法令及び条項  | 介護保険法第115条の45の9<br>蓮田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱 第6条  |             |  |
| 処分基準      | <input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。）<br><input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当）  |             |  |
|           | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当）  |             |  |
|           | <b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。）<br>（指定の取消し等）<br><p>第6条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、様式第6号の蓮田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定取消・停止通知書により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。</p> <p>※別紙のとおり</p> |             |  |
| 処分基準設定年月日 | 平成29年3月7日  | 処分基準最終変更年月日 |  |
| 所管部署      | 健康福祉部 長寿支援課  |             |  |
| 備考        |  |             |  |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定しそくされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

## 介護保険法

(指定の取消し等)

第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の

指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第二項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十

一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又

は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

三 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の四第一項の都道府県の条

例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

四 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項

の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該

指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

- 十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
  - 十二 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
  - 十三 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 2 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(別紙) 蓼田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

(指定の取消し等)

第6条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、様式第6号の蓼田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定取消・停止通知書により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。